

平成 23 年度 第 19 回税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 11 月 25 日（金）18 時 15 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

本日は、これまでの事務レベル・政務レベルの調整状況を報告した上で審議を行います。併せて、関税関係についても報告の上、審議を行います。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、早速ですが、三谷政務官、福田政務官から要望項目についての調整状況について説明をお願いいたします。

○三谷財務大臣政務官

お手元にお配りした資料に、これまでの政務折衝の結果等も踏まえた現時点の調整状況をまとめております。項目ごとに印を記載しており、要望を認める方向で調整している項目については「A」か「B」、要望内容が抜本的に見直されない限り措置が難しいと考えている項目については「C」、措置しない項目については「F」、今後の検討課題とする項目は「G」、引き続き折衝を継続する必要があると考える項目は「P」としています。また、今後の社会保障・税一体改革の中で検討すべき課題については「G」の後に（一体改革）という表記をしています。

なお、本年は昨年と異なり、政務折衝による調整等を踏まえていることから、昨年度までの 0 次査定等において主に用いられてきた「D」（認められない）という記号は使用せず、欠番扱いとしております。

また、資料の最後の 3 ページに要望にない項目等の一覧表を付けてあります。これらについては先日の政府税調で検討の方向性をお示ししましたが、関係省庁とも調整を行った上で改めて具体的な処理方針を提示させていただく予定です。

これらの記号については、基本的には事務レベル・政務レベルでの調整状況を忠実に反映しているものと認識しています。いずれにしても、今後は「C」や「P」といった記号が付されている項目について調整を急ぐ必要があると考えておりますので、委員の皆様のお協力をお願いいたします。

私からは以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、早速ですが、福田政務官からお願いします。

○福田総務大臣政務官

すみません、遅れて申し訳ありません。

地方税についても、お配りした資料にこれまでの政務折衝の結果なども踏まえた現時点の調整状況をまとめています。また、資料の最後の2ページに要望にない項目の一覧表を付けてあります。これらについては先日の政府税調で検討の方向性をお示しましたが、関係省庁とも調整を行った上で改めて具体的な処理方針を御提示させていただく予定でございます。

今後は「C」や「P」といった記号が付されている項目について調整を急ぐ必要があると考えておりますので、委員の皆様のお協力をお願いいたします。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

私からも、政務二役折衝に臨んでいただきました皆様方に心から御礼を申し上げたいと思います。ここまで整理がついてきました。

何か、ここまでの説明に対して御質問、御意見等があれば、どうぞ御発言ください。

松原副大臣、どうぞ。

○松原国土交通副大臣

本日は時間も短いようですので、改めてこの場では繰り返しません。政務折衝の場で国交省より申し上げた事項については引き続き御対応をよろしくお願いいたします。

また、自動車車体課税、トン数標準税制、更には党税調でもこれは是非延長を行うべきであるというふうにご主張が出ました事業用資産の買換え特例、住宅資金に係る贈与税、JR三島継承特例、固定資産税等の住宅・土地関係、国等の軽油引取税免税措置など未決着なものについては引き続き調整をお願いいたします。

なお、個別の話となりますが、外航船員の住民税に関する内かんの取扱いについて改めて確認をお願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

福田政務官、どうぞ。

○福田総務大臣政務官

それでは、今の松原副大臣のお話について説明させていただきます。

船員の住民税については、政務折衝においても国土交通副大臣よりお話がありましたが、当方から住所の取扱いは個人住民税と所得税で一致するものでありますが、内かんについては、その性格上、発出した時点で役目を終えているものであり、地方団体に対する助言にすぎず、拘束力を持たないものであること。また、いわゆる不均一課税については、地方税法にのっとり各自治体の判断で可能であることをお話しいたしました。このやりとりについては、私どもから自治体に対しお知らせすることといたしたいと考えております。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○松原国土交通副大臣

船員の住民税の内かんに関しまして、先ほどの福田政務官の御発言に感謝を申し上げます。

○福田総務大臣政務官

ありがとうございます。

○松原国土交通副大臣

これは内かんをやめるという基本的なことですからね。

○五十嵐財務副大臣

東日本大震災事業者再生支援機構について、中塚副大臣からお願いします。

○中塚内閣府副大臣

どうもありがとうございます。

東日本大震災で被災された事業者の二重債務問題、二重ローンですが、これは議員立法で株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案というものが11月21日に可決し、成立いたしました。中身については、もう委員の皆さん御存じだと思いますので繰り返しませんけれども、この支援機構は経済産業省から要望が出ております、国税の43ページのところですが、この産業復興機構というものがありますけれども、その産業復興機構と連携をしながらこれから仕事をしていくことになります。

そういうことで、この議員立法で作られる東日本大震災の事業者再生支援機構についての税制上の取扱いですが、この43ページの8番のところに書いてありますような、債権放棄を行った場合の期限切れ欠損金の優先適用など、そういった必要な手当てもこの産業復興機構と同様をお願い申し上げたい。是非御検討いただきますようによろしくお願いいたします。

それと、いま一つ、今度は金融庁としてなんですけれども、お手元の資料の14ページの14の(1)の日本版レベニュー債ですが、聞き慣れない、耳慣れない言葉だと思います。勿論、制度・仕組みについては、いろいろと検討していくところについては検討していきたいと思っておりますので、是非前向きにお願いできればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、牧野副大臣、お願いします。

○牧野経済産業副大臣

今、内閣府から発言のあった株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る税制上の取扱いについては、当省からの要望と関連するものですので、是非よろしく願いいたします。

それから、産業復興機構に係る税制上の措置につきましても、必要な手当てを是非お願いしたいと思っております。

その上で、私どもの第1次査定を受けての発言をさせていただきます。本日の1次査定では、判断の先送りや厳しい評価が多いと感じております。先般の政務折衝で御説明させていただきましたとおり、東日本大震災、歴史的な円高、タイの洪水など、日本経済は本当にかつてない危機にあると思っておりますので、この点の現実を是非とも勘案していただきたいと思っております。

車体課税の抜本的な見直しをはじめとして、経済産業省の要望につきましては、24年度税制改正においてしっかりと実現していきたいと思っておりますので、是非御協力、御理解のほどお願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

私から、今、中塚副大臣からあったものは、追加要望でございますので、牧野副大臣がお話しになられた産業復興機構の要望とともに、その内容を精査して、検討してまいりたいと思っております。

そのほか、御発言はございますでしょうか。

それでは、調整すべき論点が残っている事項につきましては、引き続き様々なレベルで協議を行い、最終調整を行っていきたく思います。いずれにしても、来週には処理方針の基本的方向性を確定し、本日の資料を更にリバイスしたものをお示ししたいと思っておりますので、委員各位の御協力をお願いいたします。

次に関税関係に移らせていただきます。

三谷政務官、お願いします。

○三谷財務大臣政務官

平成24年度関税改正における検討項目について、お手元にお配りした資料、平成24年度関税改正における主な検討項目に沿って説明します。

「1. 個別品目の関税率の改正」、漢方薬原料及びふっ化水素について、中国産のものに特惠税率が適用されなくなることに伴い、基本税率を無税にしたいと存じます。

「2. 暫定税率等の延長」、本年度末に適用期限が到来する、関税の暫定税率（415品目）、特別緊急関税制度及び牛肉等に係る関税の緊急措置について、例年同様適用期限を1年延長したいと存じます。

「3. 通関関係書類の簡素化」、ペーパーレス化を推進するため、輸出入申告に際し提出を義務付けている仕入書について、必要な場合にのみ提出を求めることとし、代わりに仕入書を提出しない場合の保存義務を課すこととしたいと存じます。

「4. 免税コンテナの国内運送条件等の緩和」、コンテナ物流の効率化を図るため、再輸出されることを条件として、関税及び消費税の免除を受けて、輸入されるコンテナについて、国内運送が1回限りとしている現行の制限を撤廃するなど、国内運送に係る条件を廃止するとともに、現行3か月としている再輸出までの期間を1年に延長したいと存じます。

「5. 海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度の早期化、詳細化及び電

子化」、我が国に入港しようとする船舶に積み込まれた海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、現在は入港の 24 時間前までに提出してもらっていますが、原則としてコンテナ貨物の積出港を出港する 24 時間前に詳細な情報を電子的に報告することを義務付けることとしたいと存じます。

「6. 外国税関当局との情報交換の拡充」、我が国が外国税関当局と交換する情報について、政治犯罪の刑事手続には使用されないことの確認などを前提として、双方において刑事手続に使用することができるよう、制度を整備したいと存じます。

「7. 両罰規定に係る公訴時効期間の見直し」、違反行為者とともに法人等を処罰する場合において、法人等の公訴時効が先に成立することのないように、法人等に対する公訴時効期間を違反行為者に対する公訴時効期間と同一とすることとしたいと存じます。

「8. 沖縄における関税制度上の特例措置」、内閣府・経済産業省からの共同の要望をいただいておりますが、現時点では「P」、判断保留とさせていただきます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御意見、御質問がございますれば、どうぞ御発言ください。

最初の漢方薬については、実は特惠関税から卒業させてしまったのですけれども、やはり長い間無税でありましたし、漢方薬の原料ということでございますので、ここでは無税に戻そうということでございます。

何かありますでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○岩本農林水産副大臣

時間の協力ということで発言を控えていたのですけれども、いずれにしましても、政務折衝でしっかりと今後とも議論させていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○森文部科学副大臣

この関税に関する御説明で、いきなりこれだけなのでちょっとよく分からなかったのですけれども、海上コンテナの貨物に係る情報の事前報告制度の詳細化及び電子化を義務付けるということですのでけれども、これは義務付けてそういう報告を受けた場合に、それを活用する準備が整っているということで、こういうふうになったのでしょうか。

もう少し詳しく説明してください。

○三谷財務大臣政務官

テロ対策のためにこういう措置にしたいということでございます。その準備は整っております。

○五十嵐財務副大臣

他に、よろしいでしょうか。

それでは、本日はここまでとさせていただきます。委員の皆様、本日は御苦勞様でした。

先ほども申し上げましたとおり、来週に入りますと要望事項の処理の方向性を固めていく必要がございます。まずは来週月曜日に民主党、国民新党の税制改正要望についてお伺いをしていきたいと考えておりますので、委員各位の御協力をお願いいたします。

本日の会議は、以上で終わります。ありがとうございました。

なお、記者会見は、通例どおり間もなくこの場所で行います。

本日は散会とします。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。